

平成28年12月12日

各障害者支援施設長 様
各障害福祉サービス事業所管理者 様
各地域活動支援事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

ノロウイルス食中毒注意報の発令について

みだしの件について、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

冬季にはノロウイルスを原因とした食中毒が多発する傾向があります。ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加しており、市内でノロウイルス食中毒事件も発生しています。

つきましては、貴施設・事業所におきまして、食品衛生管理について、より一層注意し、食中毒防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 発令日

平成28年12月12日（月）

2 有効期間

発令日から平成29年3月31日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。「警報」は発令時より1週間効力を有し、その後は自動的に効力を失い注意報へ切り替わります。

[参考] 発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

3 食中毒の予防方法

- ・調理従業者等の手洗いの徹底及び体調管理
(下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど)
- ・食品の十分な加熱 (中心温度 85～90℃で 90 秒間以上)
- ・調理器具類の十分な洗浄及び消毒
- ・嘔吐物の適切な処理 など

4 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

(障害者支援課指定指導係：972-2578)